

7. 3. 1 刑罰規定

(1) 禁固刑 1年以上 10年以下 (AWG第17条)

国連安保理が国連憲章第7条に従って、または、EU理事会が共通の対外政策及び安全保障の領域において決議した、経済制裁措置による法規命令や執行可能な指示に対する違反で、AL Part 1 Section A (武器品目) に関連する違反行為。

不正に入手した許可に基づく行為は無許可行為と同等と見なされる。

ドイツ人である場合、外国で犯した行為にも適用される。

(2) 禁固刑 3月以上5年以下 (AWG第18条)

EU規則 No. 428/2009にて規定されるデュアルユース品目及びALにされている品目の輸出許可違反、ダイヤモンド原石の違反行為、非人道的な品目の違反行為。

不正に入手した許可に基づく行為は無許可行為と同等と見なされまた未遂行為も罰せられる。

ドイツ人である場合、外国で犯した行為にも適用される。

7. 3. 2 罰金刑 (AWG第19条)

軽微な違反に対し、罰金刑が設けられ、第1項から6項にて違反行為を特定し、最高50万ユーロまたは最高3万ユーロの罰金が規定されている。

7. 3. 3 自主開示条項 (AWG第22条4項)

自主開示条項は2013年に新たに設けられた条項であり、第19条(2)～(5)に規定の軽微な違反を犯した場合であっても、それが意図的なものでなく、社内管理により発見され、再発防止策と共に自主的に報告された場合、罰則は科せられない。(ただし、官庁がその違反に対し、捜査を開始する前の開示であること。)

7. 4 違反事例

安全保障貿易管理に関する違反事例の内、重大な犯罪(テロ活動、諜報活動等に関連する違反)に関しては、下記の連邦裁判所連邦検事総長 (Generalbundesanwalt beim Bundesgerichtshof) のURLにて公開されている。

<http://www.generalbundesanwalt.de/de/aktuell.php>

8. 政府による啓発活動

8. 1 輸出管理関連イベント

(1) 輸出管理の日

BAFAは、ミュンスター大学の外国貿易法センターと連携し、2007年以降、毎年2月に